

2012年 第1109号
2月15日 (毎月15日発行)
1972年9月18日 第三種郵便物認可

地域と人権

発行 全国地域人権運動総連合

(「解放の道」改題)

〒116-0003 東京都荒川区南千住2-16-6

TEL (03)5615-3395 FAX (03)5615-3396

全国人権連ホームページ: URL = http://zjr.sakura.ne.jp/

人権連が同和問題セミナーと政府交渉

「人権委員会」設置法案 (概要) 一から出直せ

福島救済特別措置法要求

全国地域人権運動総連合(人権連)は1月26日、東京都内で同和問題セミナーを開き、「人権委員会」設置に係る動向と全国人権連の立場、「同和問題解決の現状」(神奈川)、「人権条例をめぐる状況」(兵庫)、「同和減免脱税裁判」にみる「解同」利権(福岡)について論議しました。翌27日は法務省、経産省など7省と新たな「人権委員会」設置法案の問題点を指摘、「福島救済の特別措置法の設置要求」など当面する国民の要求や諸課題で政府交渉をもちました。(3月号で紹介)

セミナー開催で丹波正史議長は、社会問題としての部落問題は基本的に解決、全解連を地域人権連に発展改組したが、一方で「部落差別深刻論」といった逆流が、運動団体や行政・教育、マスコミ・出版界でみられ、問題解決の現状を軽視する誤った流れがある。それらの考え方を克服する一助としてセミナーを開催していると挨拶。

新井直樹事務局長は、人権救済機関の立法根拠を求め、法案提案の折は廃案運動をすすめたという問題提起しました。新たな「人権委員会」は、部落差別など差別助長行為を国民間の人権侵害とみなして調査、勧告し、強制力をもつ機関を法務省の外局として設置するもの。「解同」が85年から要求している「部落解放基本法」の差別規制法案が源流で、「小さく産んで大きく育てる」

そのものから国民的検討を求め、法案提案の折は廃案運動をすすめたという問題提起しました。

新たな「人権委員会」は、部落差別など差別助長行為を国民間の人権侵害とみなして調査、勧告し、強制力をもつ機関を法務省の外局として設置するもの。「解同」が85年から要求している「部落解放基本法」の差別規制法案が源流で、「小さく産んで大きく育てる」



同和問題セミナーであいさつする全国人権連の丹波正史議長

セミナーの後半では各県からの報告。神奈川県連の長嶋茂書記長は、神奈川県が同和地区指定の解除、行政窓口から同和の名称を廃止、同和教育・同和教育基本方針を廃止した状況を詳細な資料を示しながら説明。地域での暮らしと人権を守る取り組みとして「なんでも相談」活動を推進していると報告しました。

兵庫県からは前田武庫連事務局長が、「解同」が県下で策動している「人権(解同)条例」の問題点を紹介。三木市で人権条例ができて、市長ら3人だけの市長室での極内輪の会話が盗聴され「差別発言」として問題にされたり、

糾弾を合法化する法案は、国民の権利を侵害するものであり、自由法曹団など民主団体と協議し、廃案の運動を広めたといふ訴えました。

最後に作家の大江健三郎氏や安斎育郎立命館大名誉教授らと被団協の岩佐幹三代委員長が呼びかけ発起人となっている「ノーモア・ヒバクシャ記憶遺産を継承する会」への加入を訴え、講演を締めくくりました。

福島原発破砕を考える

木戸氏「3度の被爆体験」を語る

同和問題セミナー第3部は国民融合全国会議常任幹事で日本原水爆被害者団体協議会事務局次長

の木戸季市氏(72)が自らの長崎での被爆体験から「福島原発破砕・被爆問題を考える」で講演。

木戸氏は最初の被爆体験は、

2度目の「被爆体験」は52年8月に「アサヒグ

3度目の被爆は「今回」被爆者として生き

最後に作家の大江健三郎氏や安斎育郎立命館大名誉教授らと被団協の岩佐幹三代委員長が呼びかけ発起人となっている「ノーモア・ヒバクシャ記憶遺産を継承する会」への加入を訴え、講演を締めくくりました。



被爆体験を語る木戸季市氏

「45年8月9日、長崎で爆心地から2キロの付近で被爆。当時、放射線を浴

びたことも放射能の怖さも知らされなかった。汚染された水を飲み被爆した缶詰を食べた。私の周囲でガンの死亡者ばかり。被爆2世のガンが増えている」と紹介。

被爆者から言われている。いま高齢者になった被爆者たちは最後の力をふりしぼって、すべての被爆者の救済を求め国会議員の3分の2の賛同署名、国民運動を展開していることを明るく報告しました。

「人権教育・啓発」が常態化。旧香住町人権条例制定後、「解同」は「人権」であればどんな質問でもかわせる」と人権条例を議会審議の便法に悪用してきたと批判しました。

福島県からは植山光朗県連事務局長が「解同」中央本部と大阪国税局が交わした同和減免の「7項目の確認事項」の存在が、福岡地裁での法人税法違反事件の証人調べで露見。元小倉税務署長が「解同」県連の顧問税理士として「同和減免」措置を使い、「解同」企業などの脱税指南をしていた実態を裁判傍聴メモで報告。福岡国税局に対し同和特権、「解同」利権を認めない措置を求めると報告しました。

文科省が昨年11月に「放射線等」に関する副読本(児童生徒と教師用)を作成、全国の小・中学校と高校に配布した。東京電力の福島第一原発災害後の放射能汚染の恐怖を子どもたちに周知するものと期待したが、あてが外れた▼内容は原子力発電所や放射線被害にほっかむり「放射線は日常的に身の回り」にある安全なものであるよ」という原発推進の宣伝刊行物だ。原発は「放射性物質を利用している施設」として子どもたちに説明。常に微量な放射線廃棄物を排出している原発と、病院のX線室などを同列にみせる詐術▼「日本では自然から1年間にかけている放射線の量は一人当たり約1.5mSv。水仙の花からも、宇宙からも、空気からもでてきますよ」と絵で紹介。「放射線は私たちの身の回りにこんなにあり、危険ではありません。安心だよ」というメッセージで編集されている▼京都大学の小出裕章助教授の「原発は安全ではなかった。事故で放射能汚染や被曝災害を起している事実を伝えたい」と説明すべきとの批判は当然。素人考えでもそう思う。(無)

第8回地域人権問題
全国研究集会のお知らせ
日時 6月30日(土)〜7月1日(日)
会場 京都テルサ他

人権侵害救済法問題

行政の責任を棚上げして国民を監視する人権政策

国民融合全国会議・代表幹事 内藤 義道

人権救済法について

昨年2011年8月2日の記者会見で法務大臣は「人権救済法」をめぐって「新たな人権救済機関の設置について(基本方針)」を公表した。

「人権救済を強調するなら、現実の国民のくらしに目をむけ、その実態に合った施策を政府・地方自治体に直ちに講ずることを求める」とする特別決議を採択した。

いま、提起されている「人権救済法」とそれを具現化するための「人権救済機関の設置」については2002年3月末に「地対財特法」が失効してのち「部落差別解消」を口実にして「人権行政」の推進を形式的な名目にしての事実上の「同和行政」の継続につな

がと考えられる「人権侵害救済法案」が2002年に国会に提案され、2005年に廃案になったことをもともと「解同」は80年代以降「部落解放基本法」制定や「差別規制法制定」などを求めていた。

1985年3月、大阪府において「部落差別事象に関する調査等の規制等に関する条例」(いわゆる興信所条例)が制定されている。

この条例では「何が規制対象になる差別か」という厳密な構成要件の規定・定義があいまい不明確なまま、規制だけは実施するという恣意的かつ無謀・不当なものであった。「条例」

自治体でいわゆる「人権条例」が制定されている。この条例は次のような本質的特徴をもっている。

①行政による地域支配のために地域・住民を分離・分断するものであること、②「人権」の名によって住民の基本的な人権を侵害すること、③「住民自治」と「地方自治」の民主的発展にとつての重大な障害になること、等である。

大阪府八尾市の「八尾市人権尊重の社会づくり条例」の第3条に「市民の役割」という条項がある。

「市民は家庭、地域、学校、職場等あらゆる場において、お互いに人権を尊重し、市とともに自らがまわりの担い手として人権尊重の社会の実現に努める」とある。

いわゆる人権条例

1998年3月に大阪府は「差別のない人権尊重のまちづくり条例」(いわゆる人権条例)を制定した。大阪ではその後、すべての

「人権救済法」とそれを具現化するための「人権救済機関の設置」については2002年3月末に「地対財特法」が失効してのち「部落差別解消」を口実にして「人権行政」の推進を形式的な名目にしての事実上の「同和行政」の継続につな

がと考えられる「人権侵害救済法案」が2002年に国会に提案され、2005年に廃案になったことをもともと「解同」は80年代以降「部落解放基本法」制定や「差別規制法制定」などを求めていた。

1985年3月、大阪府において「部落差別事象に関する調査等の規制等に関する条例」(いわゆる興信所条例)が制定されている。

この条例では「何が規制対象になる差別か」という厳密な構成要件の規定・定義があいまい不明確なまま、規制だけは実施するという恣意的かつ無謀・不当なものであった。「条例」

自治体でいわゆる「人権条例」が制定されている。この条例は次のような本質的特徴をもっている。

①行政による地域支配のために地域・住民を分離・分断するものであること、②「人権」の名によって住民の基本的な人権を侵害すること、③「住民自治」と「地方自治」の民主的発展にとつての重大な障害になること、等である。

大阪府八尾市の「八尾市人権尊重の社会づくり条例」の第3条に「市民の役割」という条項がある。

「市民は家庭、地域、学校、職場等あらゆる場において、お互いに人権を尊重し、市とともに自らがまわりの担い手として人権尊重の社会の実現に努める」とある。

「人権」の概念・定義さえあまい不明確なまま、

1月27日に行われた法務省交渉は丹波議長を責任者に、吉村副議長、新井事務局長等12人が参加しました。

法務省要求は次の点。①あらたな「人権委員会設置法案」(仮称)について、権力や大企業による人権侵害のみを強制救済し、調査対象に上

げられている「差別助長行為」など言論表現に係わる領域に踏み込まず、法律の必要性・有用性を国民公開で行い拙速に提案すべきではない。

②自治体での「登録型本人通知制度」について「見解」を求める。

③人権啓発パンフは、同和問題が解決へと前進している実態を無視し「いまだ残る差別意識」等と記述で誤った理解を広げている。適切な措置を求める。

法務省は、差別助長行為について「法案概要」

法務省側は、ネット上の問題は放置できない

法務省側は、ネット上の問題は放置できない

法務省側は、ネット上の問題は放置できない

「差別助長行為」規制問題 名称見直しではすまない

法務省



法務省交渉 (2012年1月27日)

1月27日に行われた法務省交渉は丹波議長を責任者に、吉村副議長、新井事務局長等12人が参加しました。

法務省は、差別助長行為について「法案概要」

法務省側は、ネット上の問題は放置できない

法務省側は、ネット上の問題は放置できない

法務省側は、ネット上の問題は放置できない

法務省側は、ネット上の問題は放置できない

法務省側は、ネット上の問題は放置できない

「人権問題」とは「人権問題」とはすべての人々に平等に保障されなければならない日本国憲法が保障する基本的人権の享有が妨げられたり、奪われたりする問題にかかわる。

「人権問題」とは

「人権条例」をもつ大阪府に現在どんな問題がおこっているか

「人権条例」をもつ大阪府に現在どんな問題がおこっているかを見ておきたい。

昨年4月の統一地方選挙で府会議員過半数の議席を得た「大阪維新の会」(代表・橋下徹は、直後「君が代斉唱強制条例」と「議員定数削減条例」をほとんど審議することもなく強行可決をし、さらに「大阪都構想」・「教育基本条例案」・「府職員基本条例案」をかかげている。

この「君が代斉唱強制条例」は憲法19条の「思想および良心の自由はこれをおかしてはならない。」に明白に違反している。

「大阪都構想」は地方議会を形骸化し、憲法が保障する「地方自治」を破壊するものである。「教育基本条例」は政治が教育に全面的に介入して、教育を首長と議会多数派の独裁的支配

の下におこなうものであり、それは教育への政治的介入をしりぞけ、教育の自由を保障した憲法の根本精神をじゅうりんする暴挙といわねばならない。

「人権問題」とはすべての人々に平等に保障されなければならない日本国憲法が保障する基本的人権の享有が妨げられたり、奪われたりする問題にかかわる。

憲法11条で、「国民はすべての基本的人権の享有をさまたげられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与えられる」としている。憲法の基本理念である基本的人権を保障すること・施策を具体的にすすめることこそが政府・自治体によるべき重大な責務でなければならぬ。

「人権」の概念・定義さえあまい不明確なまま、

「人権」の概念・定義さえあまい不明確なまま、